

農地を守り、地域水田農業の収益性倍増を目指す

農地保有合理化事業推進プラン

計画期間平成18～22年度



平成18年6月

財団法人 **福島県農業振興公社**

< 農地保有合理化法人 >

< 青年農業者育成センター >

URL <http://www.fnk.or.jp>

〒960-8681 福島市中町8番2号(福島県自治会館8階)

TEL 024(521)9841 FAX 024(521)8277

目 次

新たな推進プランの目標	1 頁
1 基本方針	
2 基本目標	
(1) 定性目標	
(2) 定量目標	
事業推進戦略	4 頁
1 目標達成のための事業推進の構図	
2 具体的推進方策	
事業推進展開計画	7 頁
1 推進戦略の展開計画	
(1) 基盤整備事業地区の農地集積事業と連携した一体的な事業推進	
(2) 県普及組織が県内一円で推進している集落営農システムの構築 活動との連携	
(3) J Aグループが推進する担い手育成と集落営農の推進活動との 連携	
(4) 市町村が中山間などの条件不利地域において行う多様な担い手 による農業と農村の維持活動との連携	
(5) 水田転作の団地形成活動、水稻直播や大豆不耕起栽培など新技 術導入地区との連携	
(6) 現在集団的な土地利用調整の支援を行っている地区における更 なる生産性や収益性の向上を目指す推進活動	
2 併せ行う展開計画	
(1) 活用できる遊休農地情報を新規就農者へ提供する。	
(2) 地方駐在員の設置	
(3) 長期保有地の解消推進	
(4) 土地利用調整指導事業の推進	
(5) 農地業務の改善	
新たな推進プランのメンテナンスとコントロールシステム	10 頁

はじめに

当社は、その行う農地保有合理化事業について、明確な目標を設定するとともにその具体的な行動計画を策定し、それに従って計画的かつ着実に取り組むことによって期待される成果を挙げ、自らの存在意義を高めることを目的に、平成 7 年度以降 2 期 11 年にわたり、事業の中長期的な計画となる「農地保有合理化事業推進プラン」を策定し、農地保有合理化事業の推進に努めた結果、第 2 次プランにおいては計画を上回る 3,740 ㍏の農地利用を担い手農業者に集積することができました。

この間、我が国の農業・農村を取り巻く環境は急激な変化を重ね、国においては平成 11 年に「食料・農業・農村基本法」を制定し、これに基づきその基本計画が策定され、農業の持続的発展を実現するため、経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体へ農地利用の集積を推進し、これら経営体が農業生産の太宗を担う農業構造の確立が求められました。

福島県においても、平成 13 年に向こう 10 年間の農業・農村振興の目指すべき姿とこれを実現する施策について「うつくしま農業・農村振興プラン 21」を策定し、平成 22 年まで意欲ある担い手へ 96,000 ㍏の農地を集積する計画が示され、平成 15 年には国の米政策改革大綱の制定とともに「水田農業改革アクションプログラム」が策定され、平成 19 年度まで収益性の高い農業経営の確立を目指し水田農業の抜本的改革を実現することとしている。

本年 6 月には「担い手経営安定新法」が制定され、品目横断的経営安定対策の対象となる担い手経営体の育成・確保が喫緊の課題となっており、農地保有合理化事業はこれら担い手へ農地利用を集積する最重点事業として、政策的な期待が高まっている。

このような中、当社の 2 期にわたる推進プランの成果を引き継ぎ、新たな施策の展開においても当社の果たすべき役割を發揮することを目指して、ここに今後 5 カ年間の事業推進の基本方針と具体的数値目標及び目標達成のための推進戦略を掲げた第 3 次の「農地保有合理化事業推進プラン」を定め、これを着実に実現することで地域水田農業の改革を推進して、地域全体の収益性の向上を図り、もって福島県の農業・農村の持続的発展に寄与するものとする。

推進プランの目標

1 基本方針

農地保有合理化事業は、国の「食料・農業・農村基本計画」に「経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農地の利用の集積を行う事業」として位置付けられており、当社は、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に基づき県域において農地保有合理化事業を行う法人として県知事の指定を受けている。

また、福島県の農業と農村振興の目指すべき姿とこれを実現する施策について県が策定した「うつくしま農業・農村振興プラン21」では、目標を実現するため講ずべき施策として、農地利用集積の具体的な目標数値とともに当該公社が担うべき役割が明確化されている。

当社は農地利用集積を実践する県の唯一の専門機関として、農地の保有や再配分という農地保有合理化事業の機能を最大限に発揮して、水田農業の改革を推進し、地域水田農業の収益性の増進を図るなどの社会的便益性の向上に努め、福島県の農業・農村の維持・発展に寄与し、引いては県民の生活福祉の向上に貢献する。

【目標達成のための取組み姿勢】

- (1) 地域に出向き、農業者の意見に耳を傾け、一緒に汗を流し考える地域に根ざした事業を推進する。
- (2) 常に、わかりやすい事業の説明に努め、現場のニーズに応えられるよう努力する。
- (3) 質の高い事業推進のため、「Plan・Do・See・Action」を反復して継続する。

【目標達成のための行動規範】

- (1) 農業者に信頼される職員。
- (2) 農地集積の専門家としての自覚を持ち、常に最新の知識と情報の把握に努め自己研鑽を怠らない職員。
- (3) 地域の住民や県民に対して、業務を通じて奉仕する職員。
このような職員となるよう努力する。

2 基本目標

(1) 定性目標

従来由市町村農業委員会を窓口とした土地利用の調整を推進すると同時に、地域や集落を対象とした地域ぐるみの集団的な利用調整を重点的に推進する。

平坦地域においては、農用地利用改善団体等による地域の合意に基づき、効率的な土地利用を調整し、

地域内の特定の担い手となる経営体

集落農場を形成した地域ぐるみの営農組織

などに対し農地利用を集積し、彼らを中心として地域農業者との共同により、転作対応を目的としたブロックローテーションを更に発展させた生産性の高い大規模水稲輪作体系を構築する。

中山間地域など条件不利地においては、同じく地域の合意に基づき効率的な土地利用の調整を行い、多様な担い手による農業・農村の維持発展を支援する。

近年増加傾向にある新規就農者に対しては、県や関係機関と連携を密にして情報提供を行い、この事業の啓蒙・普及を図るなど幅広い農地保有合理化事業の展開を推進する。

経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成して確保することにより、地域水田農業の収益性倍増を目指し前述の活動を推進するものとするが、この目標はこれまでに培った合意形成のための数々のノウハウに加え、具体的には次の二つの手段を通じて実現する。

地域の合意形成により支えられた効率的な土地利用

主要農業機械の利用再編による償却コストの低減

この手法を通じて収益性が増加することについては、(社)全国農地保有合理化協会が中央農業総合研究センターの梅本氏に依頼して実施した「農地保有合理化事業の経済効果」

についての当公社推進地区の調査結果による。(「土地と農業」 36)

いずれの場合も、当公社の役割は他に波及効果が期待できるモデル地区を創設することであり、品目横断的経営安定対策など新たな制度下においても発展可能な担い手経営体を育成して確保するものとする。

(2) 定量目標

県の「うつくしま農業・農村振興プラン21」に定める集積目標のうち
農地の流動化(売買と利用権)の3分の1を当公社が集積する。

県の農業・農村振興プランに定める集積目標面積

単位:㌥

指 標	現 在 (平成16年度)	目 標 (平成22年度)	県全体の 集積目標	推進プラン 期間目標	比率
農用地利用集積計画	47,438	96,000	48,562		205%
保有地	26,403	48,590	22,187		184%
利用権設定	10,987	20,510	9,523	7,935	187%
作業受委託	10,048	26,900	16,852	注2	268%
保有地のうち売買集積分			注1	2,227	1,855
H18～22の集積目標 +				9,790	

(注1) 集積面積の保有地については、認定農業者等が自ら保有する面積も含まれており、現状と目標との差(22,187㌥)が全て売買される面積ではないことから、当公社が目標とする売買の面積の目標は平成12年から15年4ヶ年間の基盤強化事業による所有権移転面積の平均面積を2.05倍(振興プランに定めた利用集積の平均拡大比率)して求めた数値(2,227㌥)による。

(注2) 集積目標の作業受委託については、単年度毎に更新される契約の性格上、累計して目標とすることになじまないことから、推進プランでは別扱いとしている。

当公社の推進プラン期間中の年度別目標

単位:㌥

年度	事業区分			農作業 受委託	合計	備考
	農地保有合理化事業等					
	買入	借入	計			
18年度	70	570	640	1,950	2,590	
19年度	70	570	640	1,422	2,062	
20年度	70	570	640	1,422	2,062	
21年度	70	570	640	1,422	2,062	
22年度	70	570	640	1,422	2,062	
5ヶ年合計目標	350	2,850	3,200	7,638	10,838	
期間中の県目標値	1,855	7,935	9,790			
介入率	18.9%	35.9%	32.7%			

事業推進戦略

1 目標達成のための事業推進の構図

(1) 県との連携

県が策定した「うつくしま農業・農村振興プラン21」及び「水田農業改革アクションプログラム」の実現を目指し、経営感覚に優れた意欲ある担い手経営体に、農地の利用を集積して、県で唯一の実践機関としての役割を果たす。

(2) 農林事務所農業普及部及び普及所との連携

県の普及組織が推進している集落営農システムとの連携を図り、土地利用の調整機能を発揮する。

(3) 市町村・農業委員会との連携

農業振興整備計画を策定している60市町村と、農地保有合理化事業等の業務委託契約を締結し、当公社事業の拡大と円滑な推進を図る。

平成19年度からはじまる品目横断の経営安定対策に対応するため、市町村などが推進する集落営農活動については、当公社の土地利用調整機能を活用して積極的に支援する。

(4) 土地改良区との連携

基盤整備事業を契機とした農地集積事業に取り組んでいる土地改良区に対して、効率的な農地集積を実現するため、基盤整備事業地区に設置される「農用地利用集積推進委員会」の委員として参加し、当公社の農地保有合理化事業の機能と集団的な土地利用調整の手法を提供して積極的に支援する。

(5) 農業協同組合との連携

県の農業協同組合中央会と連携して、農業協同組合の農地保有合理化法人の資格取得に協力するとともに、農協系統が総力を挙げて取り組んでいる集落営農の推進について当公社の農地保有合理化事業の機能と集団的な土地利用調整の手法を提供して積極的に支援するとことで、その集落営農の実現を図る。

(6) 市町村段階の農地保有合理化法人との連携

市町村段階の合理化法人の動向

市町村段階の農地保有合理化法人は、現在、1町、2市町公社、4農業協同組合が設立されており、3市8町2村の地域で活動している。

平成 18 年度においては、県内 11 の農業協同組合が合理化法人の資格取得に向け活動中である。

これら県内の合理化法人は、当公社が事務局を持ち「福島県農地保有合理化法人連絡会議」を設置し、相互の連携強化と農地保有合理化事業の推進拡大について活動しており、今後いっそう市町村段階の合理化法人の活発な事業活動を促進する。

県公社と市町村段階の合理化法人の現状と課題

ア 市町村段階の農地保有合理化法人

農地の出し手、受け手など農業者や地域の実態などの情報に精通しているが、まだ個別相対の利用調整活動が中心となっており、集落営農などの集団的な土地利用調整を推進するには、他業務との兼務などの推進体制や事業推進のノウハウの獲得など十分に整備されているとは言い難い状況にある。

小作料一括前払や売買事業など資金の手当てが必要な事業を実施しようとする場合、市町村の債務負担行為による支援など新たな課題が発生することが想定される。

イ 県公社

集落や一定の地域を対象とした集団的な土地利用の調整に基づく、賃貸借や農作業受委託の実績が順調に増加して来ているものの、これら地区の利用権の再設定や累積する農作業受委託契約の事務量が增大し、大幅な事務処理の改善が求められている。

今後限られた人員による体制で、新たな地域への支援や品目横断的経営安定対策への積極的な対応などを図るためには、市町村段階の農地保有合理化法人との役割分担や市町村や農業委員会との協力関係の再編が必要と思われる。

特に平成 18 年度において市町村段階の合理化法人が県内のほとんどの地域で活動を始める状況については、当公社をそれら合理化法人に対する支援法人として位置付け、今後増大することが想定される指導・支援ための体制整備が新たに必要となる。

ウ 具体的な連携の方策

合理化法人連絡会議を活用して、当公社と市町村段階の合理化法人の連携強化を図るものとする。

特に、市町村段階の合理化法人が集落営農のモデル地区を定め、集団的な土地利用調整を推進する場合においては、農地保有合理化担い手育成地域推進事業の活用を働きかけるとともに、当公社のノウハウを積極的に提供して農地保有合理化事業全体の事業拡大を推進する。

2 具体的推進方策

(1) 推進方策

基盤整備事業の農地集積事業と連携した一体的な事業推進

県の普及組織が県内一円で推進している集落営農システムの構築活動との連携

JAグループが推進する地域農業の担い手育成と集落営農の推進活動との連携

この場合、今後設立されるJAの合理化法人による活動も支援する。

市町村が中山間地域などの条件不利地において行う多様な担い手による農業と農村の維持活動との連携

水田転作の団地形成活動、水稻直播や大豆不耕起栽培など新技術導入地区との連携

現在集团的な土地利用調整の支援を行っている地区における更なる生産性や収益性の向上も目指す推進活動

(2) 重点実施地域の設定

限られた人員で効果的な事業推進を図るため、県内における稲作型市町村の下記地域において、重点的に事業を実施しこれらの取り組みをモデルとして県下に波及させる。

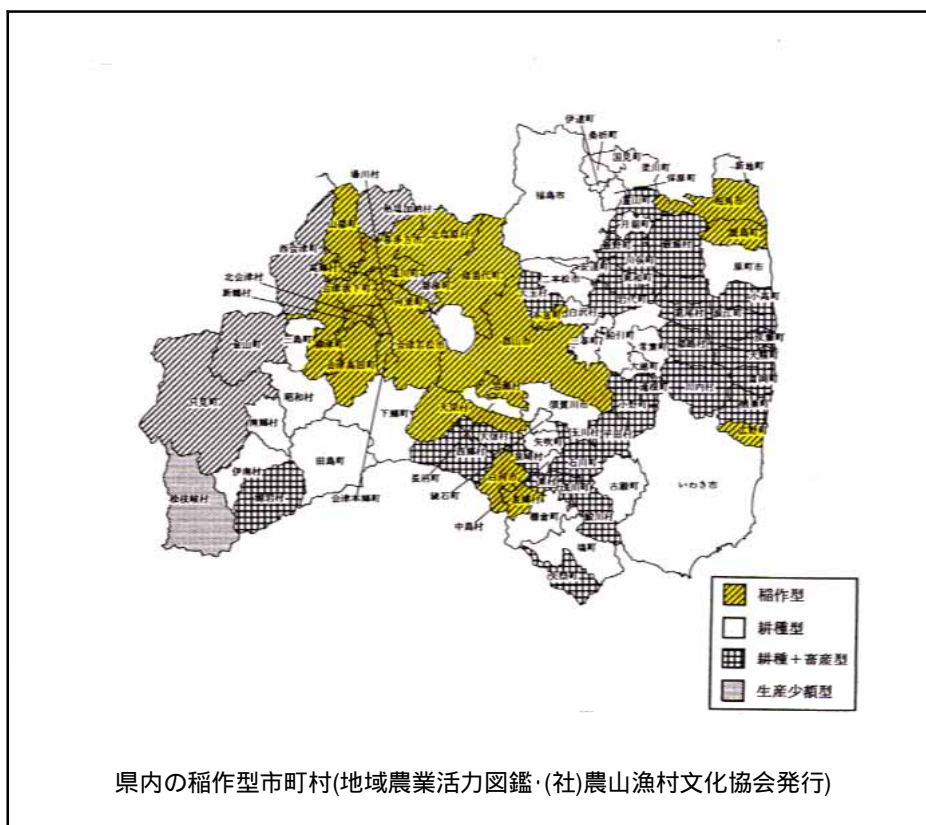
具体的な重点地域は、

中通り中部

会津平坦部

浜通り北部

の区域とする。



事業推進戦略展開計画

1 推進戦略の展開計画

(1) 基盤整備事業地区の農地集積事業と連携した一体的な事業推進

基盤整備事業と併せ行う農地集積事業において、合理化法人の農地の中間保有と再配分機能を活用した集団的な土地利用調整により、地区内で選定される担い手に対する農地利用の集積を基盤整備と一体的に推進する。

このため、基盤整備地区において県要領に基づき設置される「農用地利用集積推進委員会」の構成員として積極的に出席するとともに、当公社が培った土地利用の調整手法を地区全体で活用するよう推進活動を行う。

また対象となる基盤整備地区には、全て集積の担当者を配置して土地改良区との連携を強化し、集落説明会へも積極的に出席するなど、地域に密着した推進活動を展開する。

事業完了の3年前の地区を重点地区と位置付け、集積成果の受け皿として農用地利用改善団体の設立を促し、合意の形成された集落から公社仲介による利用権の設定や農作業受委託の契約活動を行う。

(2) 県普及組織が県内一円で推進している集落営農システムの構築活動との連携

認定農業者などの担い手を中心として、高齢者や兼業者もそれぞれの役割を持って営農に参加し、将来にわたり継続した農業経営が図られる仕組みを作り上げるため、県の普及組織が中心となり県内一円で推進している集落営農システムの構築活動と連携して、土地利用の調整活動を中心に公社の機能を活用して、集落内の合意に基づいた農地利用の集積を推進する。

これら県の活動は、当面県内の農業集落（4,078 農業センサスによる）のうち、集落営農の重点集落と位置づけされた267の集落において進められるが、当公社は特にモデルとなり他への波及効果が期待できる集落、具体的には農用地利用改善団体が設立されることが確実に集落ぐるみの利用調整についての合意が得られた集落から、公社仲介による利用権の設定や農作業受委託の契約をすることで支援する。

推進活動においては、品目横断的経営安定対策の支援が受けられる担い手の育成・確保につとめ、特に農作業を受託する集落組織については、特定農業団体への誘導と法人化の取り組みを併せて支援する。

(3) JAグループが推進する担い手育成と集落営農の推進活動との連携

集落水田農業ビジョンを策定し品目横断的経営安定対策の対象となる担い手と集

落営農組織体の育成を推進している JA グループと連携し、各 JA が選定した 222 の集落における推進活動について、当公社が培った集団的な土地利用調整の手法を指導し、JA 合理化法人によるこれら担い手への農地の利用集積を積極的に支援する。

なお、まだ JA において農地保有合理化事業の推進体制が十分整備されていないなど必要がある場合には、当該 JA、市町村、農業委員会などと協議して、公社自らが支援することも検討する。

これら活動を通じて、JA 管内の全集落への波及を助長する。

(4) 市町村が中山間などの条件不利地域において行う多様な担い手による農業と農村の維持活動との連携

地勢的条件が厳しく高齢化の進行が早いなど意欲ある担い手の育成が困難である中山間地域においては、地域の農業と農村を維持発展させるために市町村が行う集落営農の推進活動と連携して、昭和村の中向や松山集落のように村と当公社との連携で実現した集落営農の取り組み事例をモデルとして、集落ぐるみの農業経営体や第三セクター又は JA 出資型の集落営農法人などの多様な担い手へ農地利用の集積を積極的に行い、「農地を守る」地域活動を支援する。

(5) 水田転作の団地形成活動、水稻直播や大豆不耕起栽培など新技術導入地区との連携

水田転作の団地形成と輪作体系の確立、水稻直播、特別栽培米の団地形成、さらに大豆不耕起栽培などの新技術導入を図る地区には、これらを支える前提として集落や地域の合意に基づいた土地利用の調整が欠かせないことから、公社が一括借り入れすることで集落農場を形成し毎年の利用計画の応じて再配分することで、これら技術の定着を図ることが重要である。

このため、県の普及組織や JA グループなどと連携して、新技術の導入を図る取り組みを支援する。

(6) 現在集団的な土地利用調整の支援を行っている地区における更なる生産性や収益性の向上を目指す推進活動

現在当公社が地域の農用地利用改善団体の利用調整に基づき、転作団地のブロックローテーションを実施している地区は、県内 12 地区で利用権の保有量は 795 ㍊になるものの、他の多くの地区(71 地区)では担い手農業者個人や受託組織による水田機械作業の受託による集積に留まっている。

これらの地区においては、品目横断的経営安定対策など政策支援の対象となる特定農業団体や農業法人への早急な発展が必要である。

このため、従来の支援に加え、同一生産工程における作業受託数の増加や利用農業機械の再編、更には法人化の推進など、県の普及組織や JA グループと連携して

現在の土地利用の調整と併せて推進する。

2 併せ行う展開計画

(1) 活用できる遊休農地情報を新規就農者へ提供する。

遊休農地の解消と新規就農者の育成と確保を図るため、市町村の基本構想で要活用とされた農地情報について市町村と連携して収集整理し、当公社の青年農業者等育成センターの新規就農相談者の情報と結びつけることで具体的な活用方法を検討し、農地保有合理化事業の機能を活用して農地を提供する仕組みを構築する。

(2) 地方駐在の設置

現在大規模な利用集積を推進している地域の市町村や土地改良区などに地方駐在員3名を設置しているが、これを継続するとともに、今後大規模な利用集積が見込まれる地域に新たに設置できるよう関係機関や団体に働きかけ、現地における公社事業の推進体制を整備し、更なる事業の拡大と円滑な推進を図る。

(3) 長期保有地の解消推進

農業委員会のあっせんを受け、地域の担い手へ売り渡すことを目的として一旦公社が取得したものの、農業経営環境の急激な変化や農産物価格下落の影響を受けた売渡候補者の経営不振や経営破綻などから購入辞退となり5年を超え保有するに至った長期保有地については、県が主催する「公社保有地の売渡促進会議」の支援を受け、国の「農地保有合理化緊急売買促進事業」や県の「合理化法人支援事業」などの売渡促進対策を活用し、関係する市町村や農業委員会の協力を強力に求めて、早期の売渡促進を図る。

具体的には、関係する市町村・農業委員会に対し買入者の掘り起こしを繰り返し要請するとともに、市町村や農業委員会の広報への情報の掲載、立て看板の設置、当公社ホームページでの情報掲載など積極的な対策を重層的に行い、早期売渡の実現を図る。

地域開発事業や農地開発事業などに関連して地元市町村からの要請に基づき取得し長期保有となっている土地については、公社、県、関係市町村が構成員となり設置された「長期保有地有効利用促進協議会」及び同幹事会の協議の場を活用し、抜本的な解決に向けた保有地の利活用と売渡促進の対策について具体的な検討を行う。

いずれの場合も、本プランとは別に、具体的な解消対策と年次的な活動をまとめた別途計画を平成18年度内を目途に策定する。

(4) 土地利用調整指導事業の推進

経営体育成基盤整備事業の実施を契機として、より質の高い農用地の利用集積を

推進するため地元土地改良区が行う土地利用調整事業については、主に県がその指導を行っておりますが、農用地の利用集積に関する専門知識、法律や税務そして年金制度、関係者の合意形成の手法など長年当公社が農地保有合理化事業で培ってきた実務能力を活かして、関係土地改良区やその組合員に対し、より実践的な指導・助言をする指導事業の一部が県から当公社に委託されている。

この業務については、基盤整備事業の集積要件の達成はもとより、当公社の使命である経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営体の育成確保に密接に関連するものであることから、継続実施に向け積極的な推進に努める。

(5) 農地業務の改善

農用地利用改善団体を通じた地域の合意に基づく集団的な利用調整を受け、公社の賃貸借や農作業受委託の契約とこれに伴う精算事務が年々増大している。また農産物の販売価格の動向や農業情勢の変化に呼応する形で、毎年利用料金の変更が求められ、更に個人情報保護の厳格化に伴う事務処理の複雑化など、人員限られた中これまでの農地業務の効率化とコンピュータシステムの改善・統合が迫られている。

このため、当公社内に業務改善の検討チームを設置し、これまで導入した各種業務支援のコンピュータシステムの機能向上と事務処理の効率化を実現する。

推進プランのメンテナンスとコントロールのシステム

この推進プランは、農業情勢の変化に応じて見直しを行うものとし、当公社内に進捗状況の進行管理を行う評価チームを設け、毎年度点検評価を行いプランの着実な推進を図る。